

全建労発第 29 号
平成 25 年 6 月 6 日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 近 藤 晴 貞
(公印省略)

鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における
労働者の健康障害防止について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業を行う場合やその業務を発注する者には、適切なばく露防止対策を講じさせることが望まれます。

このたび、厚生労働省労働基準局より別添のとおり、労働者の健康障害の防止について、周知徹底依頼がありました。

つきましては、健康障害防止対策が適切に行われますよう貴協会傘下会員に対してご周知徹底いただきますようお願い申し上げます。

以上